

令和5年第2回臨時会
新冠町議会会議録
第1日（令和5年5月10日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|----------------------------------|
| 第 1 | | 仮議席の指定 |
| 第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 3 | 選挙第 1号 | 議長の選挙について |
| 第 4 | | 会期の決定 |
| 第 5 | | 諸般の報告 |
| 第 6 | 選挙第 2号 | 副議長の選挙について |
| 第 7 | 会議案第4号 | 議席の指定について |
| 第 8 | 選任第 1号 | 総務産業常任委員会委員の選任について |
| 第 9 | | 諸般の報告 |
| 第10 | 選任第 2号 | 社会文教常任委員会委員の選任について |
| 第11 | | 諸般の報告 |
| 第12 | 選任第 3号 | 議会広報常任委員会委員の選任について |
| 第13 | | 諸般の報告 |
| 第14 | 選任第 4号 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第15 | | 諸般の報告 |
| 第16 | 選挙第 3号 | 日高中部広域連合議会議員の選挙について |
| 第17 | 選挙第 4号 | 日高中部消防組合議会議員の選挙について |
| 第18 | 選挙第 5号 | 日高中部衛生施設組合議会議員の選挙について |
| 第19 | 承認第 3号 | 専決処分について（新冠町税条例の一部を改正する条例） |
| 第20 | 承認第 4号 | 専決処分について（新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 第21 | 承認第 5号 | 専決処分について（令和4年度新冠町一般会計補正予算3／17） |
| 第22 | 承認第 6号 | 専決処分について（令和4年度新冠町一般会計補正予算3／31） |
| 第23 | 承認第 7号 | 専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算4／1） |

第24	承認第 8号	専決処分について（令和5年度新冠町一般会計補正予算4／18）
第25	議案第25号	財産の取得について（水道施設集中監視システム購入）
第26	議案第26号	令和4年災第228号準用河川比宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について
第27	議案第27号	令和4年災第236号準用河川比宇川K箇所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について
第28	議案第28号	令和5年度新冠町一般会計補正予算
第29	同意第 1号	監査委員の選任について

◎追加日程

追加日程第1	会議案第5号	閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会）
追加日程第2	会議案第6号	閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
閉議宣告		
閉会宣告		

◎出席議員（11名）

1番 竹中進一君	2番 酒井益幸君
3番 中山千鶴子君	4番 村田貞光君
5番 但野裕之君	6番 秋山三津男君
7番 武藤勝圀君	8番 中川信幸君
9番 長浜謙太郎君	10番 武田修一君
11番 氏家良美君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴海修司君
副 町 長	山本政嗣君
教 育 長	奥村尚久君
総 務 課 長	佐藤正秀君
企 画 課 長	佐渡健能君
町 民 生 活 課 長	谷藤 聡君
保 健 福 祉 課 長	島田和義君
産 業 課 長	鷹 菟 寧君

建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	工藤匡君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	三宅正俊君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
税務課総括主幹	小久保卓君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君
社会教育課総括主幹	佐々木京君
社会教育課総括主幹	坂元一馬君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	田村一晃君
議会事務局総括主幹	三宅範正君

(午前9時58分 開会)

○議会事務局長(田村一晃能君) 皆さんおはようございます。議会事務局長の田村です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。年長議員の武藤勝罔議員をご紹介します。武藤議員登壇願います。

○臨時議長(武藤勝罔君) 改めてみなさんおはようございます。ただいまご紹介ありました武藤勝罔でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議宣告

○臨時議長(武藤勝罔君) ただいまから令和5年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(武藤勝罔君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長(武藤勝罔君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、中山千鶴子議員及び村田貞光議員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長(武藤勝罔君) 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(出入口施錠)

○臨時議長(武藤勝罔君) ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、中山千鶴子議員及び村田貞光議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○臨時議長(武藤勝罔君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(武藤勝罔君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（武藤勝罔君） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田村一晃君） それでは仮議席番号と氏名を呼び上げさせていただきたいと思えます。1番、武田修一議員。2番、酒井益幸議員。3番、中山千鶴子議員。4番、氏家良美議員。5番、但野裕之議員。6番、秋山三津男議員。7番は、武藤勝罔議員ですが臨時議長です。最後にしたいと思えます。8番、中川信幸議員。9番、長浜謙太郎議員。10番、竹中進一議員。11番、村田貞光議員。最後に、武藤勝罔臨時議長。

以上です。

(投票)

○臨時議長（武藤勝罔君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（武藤勝罔君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。中山千鶴子議員及び村田貞光議員、開票の立会いをお願いいたします。

(事務局開票)

○臨時議長（武藤勝罔君） 選挙結果を報告いたします。投票総数11票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数11票。無効投票0票です。有効投票のうち、氏家良美議員7票。但野裕之議員4票です。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、氏家良美議員が議長に当選されました。

議場出入口の施錠を解除します。

(出入口施錠解除)

○臨時議長（武藤勝罔君） ただいま議長に当選された氏家良美議員が議場にいらっしやいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選されました氏家良美議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（氏家良美君） お時間をいただきまして、一言就任の挨拶を申し上げます。ただいま議長に御選任を賜り心より感謝申し上げます。大変光栄に感じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じております。議員各位の御理解と御協力により、円滑なる議会運営と活性化に努めてまいり所存でございます。町長と、そして議会の中でも議論を重ね、施策を実践していくことこそが未来の新冠のために必要であり、町民が新冠のことを誇りに思うと確信しております。当町において大きな投資が控えており厳しい財政状況が続くと思えますが、安心、安全で、魅力あるまちづくりを進めていくことが町民の願いである

と考え、その負託にこたえるべく皆様とともにまいる所存でございます。今後とも議員皆様の温かい御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（武藤勝罔君） これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

氏家良美議長、議長席にお着き願います。

◎日程第4 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第5、諸般の報告を行います。

本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を御手元に配付しておきましたので御了承願います。

諸般の報告を終わります。

◎日程第6 選挙第2号

○議長（氏家良美君） 日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（出入口施錠）

○議長（氏家良美君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、中山千鶴子議員、村田貞光議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

○議長（氏家良美君） 配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（氏家良美君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（田村一晃君） それでは、1番、武田修一議員。2番、酒井益幸議員。3番、中山千鶴子議員。5番、但野裕之議員。6番、秋山三津男議員。7番、武藤勝因議員。8番、中川信幸議員。9番、長浜謙太郎議員。10番、竹中進一議員。11番、村田貞光議員。最後に4番、氏家良美議長。

以上です。

（投票）

○議長（氏家良美君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。中山千鶴子議員及び村田貞光議員、開票の立会をお願いいたします。

（事務局開票）

○議長（氏家良美君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数11票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票11票。無効投票0票。有効投票のうち武田修一議員6票。但野裕之議員5票。

以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、武田修一議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（出入口施錠解除）

○議長（氏家良美君） ただいま副議長に当選された武田修一議員が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。副議長に当選されました武田修一議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（武田修一君） ただいまわたくし武田修一に多くの皆様に、投票いただきまして、誠にありがとうございます。議員の皆様初め、理事者、職員の皆様には、これからもいろいろと御協力いただきながら、しっかりと副議長の職務を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いたします。

◎日程第7 会議案第4号

○議長（氏家良美君） 日程第7、会議案第4号、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（田村一晃君） 議席番号、氏名を呼び上げさせていただきます。1番は竹中進一議員です。2番、酒井益幸議員。3番、中山千鶴子議員。4番、村田貞光議員。5番、但野裕之議員。6番、秋山三津男雄議員。7番、武藤勝因議員。8番、中川信

幸議員。9番、長浜謙太郎議員。10番、武田修一議員。11番、氏家良美議長です。

以上です。

○議長（荒木正光君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前11時08分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 選任第1号

○議長（氏家良美君） 日程第8、選任第1号、総務産業常任委員会委員の選任を行います。

総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたします。総務産業常任委員会委員に、竹中進一議員、酒井益幸議員、中山千鶴子議員、秋山三津男議員、武藤勝罔議員、中川信幸議員、長浜謙太郎議員、武田修一議員。以上のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第9、諸般の報告を行います。

休憩中に総務産業常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。総務産業常任委員会委員長に、中川信幸議員。副委員長に中山千鶴子議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第10 選任第2号

○議長（氏家良美君） 日程第10、選任第2号、社会文教常任委員会委員の選任を行います。社会文教常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたします。社会文教常任委員会委員に、酒井益幸議員、中山千鶴子議員、村田貞光議員、但野裕之議員、秋山三津男議員、中川信幸議員、長浜謙太郎議員、武田修一議員。以上のおおりに指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第11、諸般の報告を行います。

休憩中に社会文教常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。社会文教常任委員会委員長に、秋山三津男議員。副委員長に村田貞光議員。以上のおおりに互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第12 選任第3号

○議長（氏家良美君） 日程第12、選任第3号、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたします。議会広報常任委員会委員、酒井益幸議員、中山千鶴子議員、但野裕之議員、長浜謙太郎議員、武田修一議員、そして氏家、私でございます。以上のおおりに指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。なお、ただいま常任委員会委

員の選任において、私は、議会広報常任委員会委員に選任されましたが、常任委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を武田副議長に代わっていただきます。

(氏家良美議長退席)

○副議長(武田修一君) それでは、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま議会広報常任委員会委員に選任されました議長から、辞任したい旨の申し出がありました。議長は職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権等議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することが適当でないし、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでありますので、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものであります。

辞任について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(武田修一君) 異議なしと認めます。したがって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

(氏家良美議長着席)

○議長(氏家良美君) 暫時休憩いたします。

なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第13 諸般の報告

○議長(氏家良美君) 日程第13、諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。議会広報常任委員会委員長に、酒井益幸議員。副委員長に、但野裕之議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後12時58分

◎日程第14 選任第4号

○議長(氏家良美君) 日程第14、選任第4号、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。議会運営委員会委員に、武田修一議員、中川信幸議員、秋山三津男議員、酒井益幸議員、武藤勝罔議員、長浜謙太郎議員。以上のとおり指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に、議会運営委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後1時00分

再開 午後1時08分

○議長(氏家良美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 諸般の報告

○議長(荒木正光君) 日程第15、諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に、長浜謙太郎議員、副委員長に武藤勝罔議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

諸般の報告を終わります。

◎日程第16 選挙第3号

○議長(氏家良美君) 日程第16、選挙第3号、日高中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部広域連合議会議員に、但野裕之議員、村田貞光議員を指名いたし

ます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました但野裕之議員、村田貞光議員を当選人にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしました、但野裕之議員、村田貞光議員が当選されました。ただいま当選されました、但野裕之議員、村田貞光議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第17 選挙第4号

○議長(氏家良美君) 日程第17、選挙第4号、日高中部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。日高中部消防組合議会議員に、酒井益幸議員、武藤勝圀議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました酒井益幸議員、武藤勝圀議員を当選人にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました、酒井益幸議員、武藤勝圀議員が当選されました。ただいま当選されました、酒井益幸議員、武藤勝圀議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第18 選挙第5号

○議長(氏家良美君) 日程第18、選挙第5号、日高中部衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定いたしました。日高中部衛生施設組合議会議員に、秋山三津男議員、中山千鶴子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、秋山三津男議員、中山千鶴子議員を当選人にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしました。秋山三津男議員、中山千鶴子議員が当選されました。ただいま当選されました秋山三津男議員、中山千鶴子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第19 承認第3号

○議長（氏家良美君） 日程第19、承認第3号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第3号、専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。新冠町税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年3月31日付けをもって専決処分したものです。改正及び専決理由並びに改正内容につきましては、改正に伴う改める及び新旧対照表での説明は省略させていただき、御手元に配付しております、承認第3号資料により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。説明の前に、資料に訂正がありましたので、訂正か所を申し上げます。2ページの下から6行目、令和3年3月31日を令和3年12月31日に訂正しますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。1ページをお戻りください。初めに、改正理由及び専決理由であります。家計の資産を貯蓄から投資へと振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISAの抜本的拡充、恒久化を行うとともに、スタートアップエコシステムを強化するための税制上の措置を講じる。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の取得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバルミニマ

ム課税への導入及び資産移転の時期の選択により、中立的な税制の構築を行う。加えて、自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ、適切な適用期限を設定するなどの所要の措置を講じた、令和5年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則、令和5年4月1日から施行されました。これに伴い令和5年4月1日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから、専決処分を行ったものです。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。1つ目は、個人町民税関係であります。1点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてですが、家畜市場等、特定の市場で売却した場合に、その売却により生じた事業所得に対する町民税の所得割を免除する規定を、令和6年度から令和9年度までと、その適用期限を3年延長するものです。2点目は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてですが、通常、長期間所有していた不動産を売却した場合、売却に係る所得に、町民税は3%を課していますが、優良住宅地造成のために売却した場合には、売却に係る所得2千万円までは2.4%に軽減するという措置を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

2ページに移ります。2つ目は、固定資産税関係であります。1点目は、わがまち特例の固定資産税を減額する場合、減額する割合を定める規定の追加等で、新築から20年以上経過したマンションのうち、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、大規模の修繕等が行われたものの、区分所有に係る家屋に関する固定資産税について、当該工事が完了した日の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税の3分の1を、当該固定資産税から減額するものです。2点目は、この減額を受けようとする者がすべき申告についての規定を新たに追加するものです。

3つ目は、軽自動車税関係であります。1点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除でございますが、この軽減措置は、消費税が10%に引上げたときに、令和2年9月30日までに取得した軽自動車の環境性能割の税率を1%軽減するものでしたが、令和2年4月に、コロナウイルス感染症等の影響を緩和するために、令和3年12月31日まで延長していたものですが、これを削除するものです。3ページに移ります。2点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例経過の延長でございます。電気自動車や燃費基準を達成した車種を取得した場合に、翌年度の軽自動車税種別割を中段の表のように軽減するものですが、現行の経過措置を令和5年度から令和8年度まで、3年延長するものです。なお、25%軽減については令和7年度までの2年延長となっております。

4つ目は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正ですが、個人町民税特別徴収分と法人町民税、たばこ税について、従来納付書に加えて、見えるマークを記載された、納付書での支払いもできるように改正しました。ただこれらの税目については、事業主の方が

従業員の方にかわり、毎月の給料から住民税を天引きして納入していただくものや、申告と納付が同時となるものといった税のために町で納付額が把握出来ないため、現在是对応していません。

4ページに移ります。附則です。第1条、施行期日です。この条例は令和5年4月1日から施行します。第2条、固定資産税に関する経過措置です。事項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和5年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるもの。同条第2項の規定は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した、改正前の地方税法附則第60条に規定する特例対象資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものです。第3条、軽自動車税に関する経過措置です。令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の条例附則第15条の2及び15条の6第3項に規定する3人以上の軽自動車に関する環境性能割については、なお従前の例による。同上第2項の規定は、新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税種別割については、なお従前の例によるものです。

以上が承認第3号、新冠町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る提案理由でございます。御審議賜り報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可します。

中川議員。

○8番（中川信幸君） 8番中川です。この別紙資料の中の1ページの、個人町民税関係ってところの2番目の優良住宅地ってのは、こういったところを指すんですか。

○議長（氏家良美君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力） 優良住宅地は、まず、開発許可を行う1000㎡の住宅地等の住宅地造成事業、もしくは土地計画区内に土地計画区内における25戸以上の住宅、または15戸以上もしくは床面積が1000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設などが挙げられます。ただ新冠町ではこういった事業はないと思います。他町で、土地を持つてる方がこれに該当して、売った場合、その方の町民税は新冠町に入ってくるものですだから、こういう改正を行ったわけでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。よって承認第3号は、報告のとおり承認さ

れました。

◎日程第20 承認第4号

○議長（氏家良美君） 日程第20、承認第4号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 承認第4号、専決処分についての提案理由を御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。2ページをお開きください。専決処分書。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日をもって専決処分を行ったものでございます。3ページをお開きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。

初めに、条例改正の趣旨について御説明いたします。このたびの条例改正につきましては、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で、国保税における税負担の適正化を図るため、課税限度額の引上げ及び国保税の軽減判定所得の基準額の見直しがされてございます。具体的には、国保税の構成のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、国保税の軽減対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を5割軽減対象世帯に適用される28万5千円を29万円に、2割軽減対象世帯に適用される52万円を53万5千円にそれぞれ引き上げるものでございます。本件に係る地方税法施行令の一部改正が本年3月31日付で公布されたことから、当町におきましても、国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯ですが、今回の改正法令の施行日が本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件で、かつ議会を招集する暇がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により御説明いたしますので、4ページをお開きください。第2条第3項ただし書中、20万円を22万円に改めるのは、後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げでございます。第23条第1項中20万円を22万円に改めるのは、先ほどと同様に後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げ、同項第2号中28万5千円を29万円に改めるのは、5割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。5ページをお開きください。同項第3号中52万円を53万5千円に改めるのは、2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額の引上げでございます。第23条の2中、第24条の2を第24条の2第1項に改めるのは、このたびの改正に伴う規定の整備でございます。6ページをご覧ください。第24条の2第2項中、その他の

特例対象被保険者等であることの実を証明する書類をまたは、雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものを言う。）に改めるのは、地方税法等との適正化を図るための規定の整備でございます。附則第2項中、第23条第1項を第23条に、同項を同条第1項に改めるのは、地方税法等との適正化を図るための規定の整備でございます。以降は複数ページにまたがりますので、順次ページをおめくりください。6ページから8ページにかけての附則第3項、第4項、第6項、8ページから10ページにかけての第7項、第8項、第9項、第12項、10ページから11ページにかけての第13項中、第23条第1項を第23条の2に改めるのは、地方税法等との適正化を図るための規定の整備でございます。

3ページにお戻りください。附則としまして、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。第2条、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、承認第4号の提案理由でございます。御審議を賜り報告のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第21 承認第5号

○議長（氏家良美君） 日程第21、承認第5号、専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第5号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。1ページをお開き願います。専決処分書になります。令和4年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年3月17日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年3月14日に、新冠温泉の湯湯装置に不具合が生じて停止し、その復旧について、入浴サービスの確保及び指定管理者の営業

継続の観点から、早急に対処する必要があると判断し、これら予算の補正に当たり議を開く暇がなかったことから、専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお開き願います。令和4年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。このたびは、第4回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6218万4千円にしたものです。

初めに、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。6款商工費、1項商工費、2目観光費93万3千円の追加。10節需用費69万5千円の増額は、新冠温泉湯装置場管点検修繕料で、3月17日に作業を実施し、同日復旧を完了しております。11節役務費23万8千円の増額は、同じく新冠温泉湯装置復旧後の温泉泉質確認のための手数料です。

次に歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。18款繰入金、1項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金93万3千円の追加は、歳出に係る財源調整のため繰り入れるものです。

以上が承認第5号、令和4年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより承認第5号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第5号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第22 承認第6号

○議長（氏家良美君） 日程第22、承認第6号、専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第6号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めますのでございます。次ページをお開き願います。専決処分書になります。令和4年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年3月31日付けをもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分は、本年3月の第1回定例会において

議決いただきました、令和4年度の補正予算以降に額が確定となった歳入及び歳出について予算措置したもので、議会を開く暇がなかったことから専決処分したものでございます。

予算書の1ページをお開き願います。令和4年度に各町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。このたびは、第5回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3112万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9330万9千円にしたものです。

初めに地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1変更です。現年発生補助災害復旧事業は、令和4年8月大雨災害に伴う公共土木施設災害復旧事業で、今般、激甚災害の指定により、国庫負担率が80%から93.2%にかさ上げとなり、歳入が増額となることから、限度額1億3480万円を変更後8910万円減の4570万円にしたものです。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費157万4千円の追加。7節報償費24万5千円の増額は、ふるさと納税返礼品の購入費及び11節役務費132万9千円の増額は、ふるさと納税収納代理業者に対する決済手数料等で、いずれもふるさと納税の増収によるものです。5目企画費1550万円の減は、企業版ふるさと納税で受領した寄附金の積立金を本年3月に制定した新冠町企業版ふるさと納税基金条例に基づき、後ほど説明いたします14目の企業版ふるさと納税基金積立金へ組替え積み立てるものでございます。9目財政調整基金費1億859万6千円の追加は、歳入歳出差引き余剰分を積み立てるものです。10目減債基金費27万5千円の減額は、町有林立木売払い収入の減額により、22万7千円及び利子の確定により4万8千円それぞれ減額するものです。11目ふるさとづくり基金費1755万5千円の追加は、ふるさと納税分924万2千円、一般寄附分215万円、町有牛売払い収入分522万8千円、町有牛優良受精卵売払い収入分78万円、利子分15万5千円がそれぞれ増額となり、それを積み立てるものでございます。14目企業版ふるさと納税基金費1850万円の追加は、先ほど説明いたしました、5目企画費からの組替え分1550万円のほか、本年3月中に法人3社からいただいた寄附金300万円を新たに積み立てるものです。5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費67万5千円の追加。11節役務費29万6千円の増額及び12節委託料37万9千円の増額は、主にエゾシカの捕獲頭数が57頭増加したことにより、残滓処理手数料及び各委託料を追加するものです。15ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費、補正額はありますが、令和4年8月大雨災害復旧事業は激甚災害の指定により、国庫負担率が80%から93%にかさ上げとなり、国庫負担金が事業繰越し分で8046万円増額となったことから、財源内訳の国道支出金を8046万円増額し、地方債を8910万円減額するとともに一般財源を864万円増額する財源調整を行うものです。なお、事業繰越し分以外の事業に対する国庫負担金のかさ上げ分は、令和5年度予算で歳入となることから、増額となる一般財源については、一旦財政調

整基金を充当し、令和5年度予算において繰り戻す措置をとることになります。

次に歳入について説明いたしますので、8ページをお開き願います。2款地方譲与税、1項地方揮発譲与税、1目地方揮発譲与税200万8千円の追加。続いて、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税239万7千円の追加。続いて、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税127万5千円の減額。続いて、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金59万2千円の追加。続いて9ページに移りまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金54万2千円の追加。続いて、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金671万4千円の追加。続いて、7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1772万円の追加。続いて、8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金188万円の追加。続いて10ページに移りまして、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金146万円の減額。以上は、いずれも額の確定によるものです。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金8万6千円の追加は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により減収となった固定資産税に対する補填です。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税8881万2千円の追加は、特別交付税の額の確定によるもの。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金8046万円の追加は、令和4年8月大雨災害復旧事業翌年度繰越し分に対するもので、激甚災害の指定により、国庫負担率が80%から93.2%にかさ上げとなったことによる増額です。11ページに移ります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金108万円の追加は、エゾシカ94頭分、アライグマ194頭分、ヒグマ5頭分の補助金が追加交付となったもの。16款財産収入、1項財産運用収入、2目財利子及び配当金16万6千円の追加は、財政調整基金及び減債基金並びにふるさとづくり基金の積立金利子確定によるものです。2項財産売払収入、1目物品売払収入555万7千円の追加。町有牛売払収入522万8千円の増額は、当初見込み42頭に対して45頭の実績で3頭増加によるもの。立木売払収入45万1千円の減額は、立木単価の低下による入札額減少によるもの。町有牛優良受精卵売払収入78万円の増額は、当初見込み60個に対して128個の実績で、68個増加によるもの。12ページに移ります。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1596万6千円の追加。ふるさとづくり事業指定寄附金のふるさと納税対象外分215万円の増額は、個人2名、法人1社よりいただいたもの。ふるさと納税分1081万6千円の増額は、実績に基づくもので、令和4年度は総体で3億2451万6千円となっており、過去最高であった令和3年度の2億9160万円を3291万6千円、率にして11%余り上回る実績となっております。企業版ふるさと納税分300万円の増額は、本年3月中に法人3社からそれぞれ100万円いただいたものです。18款繰入金、1項基金繰入金、4目財政調整基金繰入金275万9千円

の減額は、歳入歳出の精査により生じた不用額を財政調整基金に繰り戻すものです。20 款諸収入、4 項雑入、4 目宝くじ交付金収入 173 万 9 千円追加は、交付金額の確定によるものです。13 ページに移ります。21 款町債、1 項町債、7 目災害復旧債 8910 万円の減額は、5 ページの地方債の補正で説明のとおりです。

以上が、承認第 6 号、令和 4 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第 6 号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出ともに、ページごとに行います。

発言を許可いたします。最初に、歳出の 14 ページ、2 款総務費、5 款農林水産業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、15 ページ、10 款災害復旧費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8 ページに戻り、歳入に入ります。8 ページ、2 款地方譲与税から 4 款配当割交付金までありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9 ページ、5 款株式譲渡所得割交付金から 8 款環境性能割交付金までありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、10 ページ、9 款地方特例交付金から 14 款国庫支出金まで、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、11 ページ、15 款道支出金から 16 款財産収入までありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、12 ページ、17 款寄附金から 20 款諸収入までありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、13 ページ、21 款町債、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出一括してありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって承認第6号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第23 承認第7号

○議長（氏家良美君） 日程第23、承認第7号、専決処分についてを議題といたします
説明資料は、別添の令和5年度4月専決予算説明資料です。提案理由の説明を求めます。
佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第7号、専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。専決処分書になります。令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年4月1日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、令和5年度の新型コロナワクチン接種について、本年3月9日に国の方針が示され、これを速やかに実施するために、システム改修等の準備を早急に進める必要が生じたもので、これら予算の補正に当たり、議会を開く暇がなかったことから専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは、1回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1657万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4057万3千円にしたものです。

初めに、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1657万3千円の追加。1節報酬から17節備品購入費まで、全て新型コロナワクチンの、令和5年度接種にかかる接種に要する予算を計上しており、詳細は説明資料のとおりでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ及び7ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1157万9千円の追加は、新型コロナワクチン接種委託料に対するもの。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、499万4千円の追加は、新型コロナワクチン接種委託料以外の事務費に対するものです。

以上が、承認第7号、令和5年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御審議賜り報告のとおり承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第7号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。

発言をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第7号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第24 承認第8号

○議長（氏家良美君） 日程第24、承認第8号、専決処分についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第8号、専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり先決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

1ページをお開き願います。専決処分書になります。令和5年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、令和5年4月18日付けをもって専決処分したものです。このたびの専決処分は、本年4月15日に、認定こども園の厨房用電気温水器が故障し、製造から13年経過により、機器メーカーの部品供給が終了しているため、修理が不可能であることから機器を更新するもので、給食業務を継続する観点から早急に対処することが必要であると判断し、これら予算の補正に当たり、議会を開く暇がなかったことから、専決処分したものです。

予算書の1ページをお開き願います。令和5年度新冠町一般会計補正予算、このたびは2回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4145万3千円にしたものです。

初めに、事項別明細書の歳出から説明いたしますので8ページ及び9ページをお開き願います。9款教育費、4項認定こども園費、1目認定こども園費88万円の追加は、厨房用電気温水器を更新するもので、新しい機器は昨今の社会情勢から、納品に3か月程度要する見込みであることから、それまでの間、仮設の温水器を設置することができる業者を探した結果、一社が対応可能であったこと、また、新しい機器に係る見積書を町内の指名業者4社から徴した結果、仮設可能である業者が安価であったことから、随意契約により対処いたしました。なお、仮設機器については、設置費用以外は無料により対応していただいております。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ及び7ページをお開き願います。18款繰入金、1項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金88万円の追加は、歳出に係る財源調整のため繰り入れるものです。

以上が、承認第8号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の専決処分に係る提案理由です。御審議を賜り報告のとおり承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより承認第8号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、承認第8号は、報告のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時09分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第25号

○議長（氏家良美君） 日程第25号、議案第25号、財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第25号財産の取得についての提案理由を御説明申し上げます。

次のとおり、財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。1、取得する財産及び数量。（1）名称、水道施設集中監視システム。（2）数量、集中監視システム一式。（3）形式、中央監視装置モバイル監視装置ほか。2、取得の目的、水道施設の運転状況データ等の集中監視。3、取得金額、3074万5千円。4、契約の相手方、札幌市中央区北四条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合、組合長職務代理人、副組合長、三井一敏。今回購入する水道施設集中監視システムは、東町の新冠送水ポンプ所に設置しており、水道施設の運転状況データ等の蓄積、リアルタイム集中監視しているもの。現システムにおいては平成23年度に更新したもので、更新より10年以上経過し故障が発生した場合、修理部品など調達が困難であるため、漏水対応を含めた日頃からの状況監視が重要であり、施設管理に支障を来すことから、このたび更新を図るものでございます。

以上が、議案第25号、財産の取得についての提案理由でございます。御審議を賜り、

提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。これより本案について採決を行います。

お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は、原案通り可決されました。

◎日程第26 議案第26号及び日程第27 議案第27号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第26号、令和4年災第228号準用河川美宇川Cカ所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について、日程第27、議案第27号、令和4年災第236号準用河川美宇川Kカ所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第26号、令和4年災第228号準用河川美宇川C箇所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年5月8日、指名競争入札に付した令和4年災第228号準用河川美宇川C箇所地先河川災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。請負契約の内容につきましては、1、契約の目的、令和4年災第228号準用河川美宇川C箇所地先河川災害復旧工事。2、契約の方法、土木AB指名業者6社で指名競争入札により実施したものでございます。3、契約金額、4741万円でございます。4、契約の相手方、新冠郡新冠町字大狩部98番地1、ケイセイマサキ建設株式会社、代表取締役、正木健太。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和5年11月30日と定めております。

工事概要を説明いたしますので、次ページの議案第26号資料の図面をご覧いただきたいと思っております。本工事は昨年8月15日から16日の大雨により、特に美宇川において

は、全域で護岸施設の被災を受け、甚大な被害が発生したものでございます。当該河川は、昨年12月に国の災害査定を受検し、復旧工事の予算を決定いただき、それに基づき実施するものでございます。主な工事内容であります、工事場所は美宇で、道道支流橋上流のスピードファーム地先の位置でございます。工事概要は、復旧延長155.1m、(右岸)連節ブロック工、面積1597㎡、(うち布設変替、面積868㎡)を実施するものでございます。以上が議案第26号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第27号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。議案第27号、令和4年災第236号準用河川美宇川K箇所地先河川災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年5月8日、指名競争入札に付した、令和4年災第236号準用河川美宇川K箇所地先河川災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

請負契約の内容につきましては、1、契約の目的、令和4年災第236号準用河川美宇川K箇所地先河川災害復旧工事。2、契約の方法、土木AB指名業者6社で指名競争入札により実施したものでございます。3、契約金額、6094万円でございます。4、契約の相手方、新冠郡新冠町字中央町17番地の9、さくら佐藤建設株式会社新冠本店、本店長、岩崎洋一。なお、工期につきましては、契約の翌日から令和5年12月11日と定めております。

工事概要を説明いたしますので、次ページの議案第27号資料の図面をご覧ください。本工事は、今年の5月15日から16日の大雨によるものでございます。議案第26号と同じ河川でございます。主な工事内容であります、工事場所は太陽で、町道里平太陽線高陽橋下流の位置でございます。工事概要は、復旧延長119.2m(左岸119.2m、右岸32.5m)、コンクリートブロック工(練積)、延長116.9m、面積489㎡。連節ブロック工(布設替)延長32.5m、面積381㎡。根固工、延長117.1m、面積344㎡(2トンブロック153個)、排水工(管径900ミリ)1か所、鉄筋コンクリート管、延長1mを実施するものでございます。

以上が議案第27号の提案理由でございます。御審議を賜り提案どおり御決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(氏家良美君) 提案理由の説明が終わりました。これより、日程第26、議案第26号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) 討論を終結いたします。これより議案第26号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。次に、日程第27、議案第27号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(氏家良美君) 討論を終結いたします。これより、議案第27号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第28号

○議長(氏家良美君) 日程第28、議案第28号、令和5年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

説明資料は、別添の令和5年度5月補正予算説明資料です。提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) 議案第28号、令和5年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願ひ、このたびは、1回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4301万4千円にしようとするものです。

初めに、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページ及び9ページをお開き願ひます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童措置費156万1千円の追加。3節職員手当等から11節役務費までの合計56万1千円の増額は、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る事務費を計上。18節負担金補助及び交付金100万円の増額は、同

じく国の子育て世帯生活支援特別給付金で、1人当たり5万円支給の対象見込み20名分を計上しており、全額国庫補助金により実施するもので、詳細は説明資料のとおりです。

次に、歳入について説明いたしますので6ページ及び7ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金156万1千円の追加は、歳出で計上いたしました子育て世帯生活支援特別給付事業の給付金分100万円及び事務費分56万1千円と同額を計上しております。

以上が、議案第28号、令和5年度新冠町一般会計補正予算の提案理由です。御審議を賜り提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。これより議案第28号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括といたします。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 酒井です。説明資料によりますと、①から対象が③まで分かれておりまして、③の直近の収入が減少した家計急変世帯というふうに記載がありましたけれども、こちらについてももう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生生活課長。

○町民生生活課長（谷藤聡君） お答えいたします。今回の給付の支給対象者でございますけれども、令和4年度中に実施した子育て世帯生活特別給付金の該当者、それと令和5年3月31日時点、18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満を養育する父母であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税世帯に該当する者及びそれに相当する収入になった方が該当になります。ですから、令和5年度の課税状況において非課税世帯になった、それに相当するものが該当になります。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 今の説明で、すいません、何となくわかったんですが、もう一度確認なんですけれども、課税世帯が非課税世帯になった場合っていうことと、ほかに考えられる世帯っていうのはあるでしょうか。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生生活課長。

○町民生生活課長（谷藤聡君） 非課税世帯がまず対象になるということで、課税者から非課税に、令和5年度に非課税になったということがまず該当になる一点。もう一つが、令和6年2月末までに子どもが生まれた非課税世帯に対象になる方に子どもが生まれた場合については、それも対象になるということで御理解ください。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。これより議案第28号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第28号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時29分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第29 同意第1号

○議長（氏家良美君） 日程第29、同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。

竹中進一議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第1号、監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議会選任の監査委員でございます、武田修一氏は、本年4月30日をもって任期満了となっておりますので、後任委員に次の方を選任いたしたく地方自治法の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるものでございます。

同意を求めらる方は、町内美宇37番地の1にお住まいの竹中進一氏でございます。

以上が、同意第1号の提案理由となっております。提案どおり同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。これより同意第1号監査委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の各3常任委員会委員長並びに議会運営委員会の委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。会議案第5号、各常任委員会の委員長からの申し出を、追加日程第1とし、会議案第6号議会運営委員会委員長からの申し出を、追加日程第2として、これを日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

議案配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時35分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程第1 会議案第5号及び追加日程第2 会議案第6号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、会議案第5号、追加日程第2、会議案第6号、閉会中の継続調査について、以上の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第5号及び会議案第6号は、申し出のとおり継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。これをもって、令和5年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時37分 閉会)